

城陽市公共施設 LED 照明設備更新事業 募集要領

1. 事業の趣旨・目的

ゼロカーボンシティに向けた取組の一つとして、市内公共施設の照明設備の LED 化を行うことで、消費電力の削減等による財政負担の軽減及び行政運営における温室効果ガス排出量の削減を目的とするものである。

2. 事業概要

- (1) 事業名 : 城陽市公共施設 LED 照明設備更新事業
- (2) 募集方法 : 公募型プロポーザル方式
- (3) 事業内容 : 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (4) 対象施設 : 同上
- (5) 対象設備 : 同上
- (6) 委託期間 : 契約締結日から令和10年3月31日(金)まで
- (7) 委託上限額 : 360,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※上記の金額は、見積書に記載する金額の限度額を示すものであり、契約額ではない。

3. 提案者の役割

本プロポーザルに参加する者(以下「提案者」という。)は、下記に示す役割を担うものとする。複数の事業者が共同で提案する場合(以下「共同事業体」という。)も同様とする。なお、事業役割以外の各役割は、複数事業者での構成も可能とする。また、共同事業体の代表者は(1)事業役割を担うこととする。

(1) 事業役割

契約等諸手続きを行い、事業遂行全般の責を負うこと。

(2) 調査設計役割

調査・設計に関する業務を実施すること。

(3) 施工役割

施工に関する業務を実施すること。

(4) その他役割

上記(1)～(3)以外の業務(本設備の供給等)を実施すること。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 単独または複数の法人によって構成された共同事業体であること。
- (2) 共同事業体として応募する場合は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
※共同事業体の構成員の変更及び追加について、参加申込書の提出後は原則として認めない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
ア法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
イ法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
ウ自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
エ暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
オ暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
キ暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (7) 企画提案募集に係る公示の日から企画提案の特定の日までの期間に、城陽市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (9) 共同事業体の構成員が、単体若しくは他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。
- (10) 施工役割を担う構成員は、公募日において建築一式工事又は電気工事業に係る特定建設業許可を有する事業者であること。なお、本募集要領において定義する全役割

を一社で担う場合においては、施工事業者が、公募日において特定建設業許可を有する事業者であること。

- (11) 施工役割を担う構成員には、市内に本店をもつ事業者を含めるように努めること。
なお、本募集要領において定義する全役割を一社で担う場合においては、城陽市内で購入できる建築材料の調達及び下請業者の選定にあたっては、できるだけ地元業者を採用するように努めること。
- (12) 本事業を実施する体制の中に、以下のいずれかの資格を有する者を少なくとも1名は含めること。
・ 第一種電気工事士、第二種電気工事士または第三種電気主任技術者
- (13) その他本事業に際し、適正な資格を有する事業責任者（工事全体の統括責任者）を配置できること。
- (14) 仕様書等の内容を熟知し、事業内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

5. 募集日程

1	プロポーザルの公示 募集要領等の公表	令和8年4月20日(月) ※市ホームページへ要領等を掲載。
2	参加申込受付期間(※1)	令和8年4月20日(月)から 令和8年5月29日(金)まで
3	審査書類受付期間(※1)	令和8年4月20日(月)から 令和8年5月29日(金)まで
4	質問事項の受付期間	令和8年4月20日(月)から 令和8年5月8日(金)まで
5	参考図面提供受付期間(※2)	令和8年4月20日(月)から 令和8年5月22日(金)まで
6	現場見学会(※3)	令和8年4月28日(火)
7	質問事項への回答	令和8年5月15日(金) 予定
8	審査委員会 (プレゼンテーションの実施)	令和8年6月9日(火) 予定
9	選定結果通知	令和8年6月16日(火) 予定

※1 参加申込書類と審査書類は、同時提出も可能とする。

※2 参考図面については、参加申込後(及び申込資格の適合確認後)のみ提供可能とする。

※3 現場見学会は、文化パーク城陽にて実施する。見学会申込後のみ参加可能とする。

6. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

城陽市市民環境部環境課

電話：0774-56-4061 FAX：0774-56-3999

メールアドレス：kankyo@city.joyo.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア配布期間：令和8年4月20日(月)～令和8年5月29日(金)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時～17時まで)

イ配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、本市ホームページにて公開する。

(3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア提出期間：令和8年4月20日（月）～令和8年5月29日（金）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ提出場所：(1) に同じ。

ウ提出方法：持参（平日の9時～17時まで）又は郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックプラス等の到着確認ができる方法による）。

7. 質疑・回答

(1) 受付期間：令和8年4月20日（月）～令和8年5月8日（金）

(2) 質疑方法：電子メールにより、6（1）に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア件名は「城陽市公共施設 LED 照明設備更新事業に関する質問」とすること。

イ質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和8年5月15日（金）予定

(5) 回答方法：質疑への回答は、本市ホームページ上に掲載する。

8. 現場見学会

(1) 本事業の対象施設の一つである文化パーク城陽について、見学会を実施する。

(2) 見学会は、4月28日（火）の午前中を予定。

(3) 見学会の参加人数は、1社あたり5名までとする。

(4) 見学を希望する場合は、4月24日（金）12時までに現場見学会申込書（様式1）をPDFにて、電子メールにより6（1）に提出すること。

9. 参考図面の提供

(1) プロポーザルの提案内容の検討等にあたり、対象施設の図面の提供を希望する場合は、令和8年5月22日（金）までに参考図面配付申込書（様式2）をPDFにて、電子メールにより6（1）に提出すること。

※参考図面・・・照明の配置及び配線が書かれた図面。

(2) メールを受領から5営業日以内に、図面データを電子メールにて提供予定。

(3) 10（1）の参加申込後（及び申込資格の適合確認後）のみ、図面提供可能とする。

※参考図面提供期間の期限間近に申込があった場合は、図面の提供ができない場合がある。

10. 応募書類

(1) プロポーザルの参加申込の提出書類 (各2部、正・副)

No.	提出書類	書類作成時の留意事項	様式名
1	参加表明書	<ul style="list-style-type: none"> ◆正本1部のみ提案者の代表者印を押印すること。 ◆共同事業体での参加の場合は、事業役割を担う提案者が記載すること。 	様式3
2	共同事業体構成表	<ul style="list-style-type: none"> ◆共同事業体の構成について記載すること。 ※本募集要領において定義する全役割を一社で担う場合においては、提出不要。 	様式4
3	覚書等	<ul style="list-style-type: none"> ◆構成員の間で交わされた契約(覚書等)。 ◆写しでも可とする。 ※本募集要領において定義する全役割を一社で担う場合においては、提出不要。 	任意様式
4	提案者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆提案者の会社名、本社・支社所在地、代表者名、資本金、従業員数、事業内容、組織図等を記載すること。 ◆共同事業体の場合は、全ての構成員について記載すること。 	任意様式
5	運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆本事業実施にあたっての実施体制、担当、協力事業者等を記載すること。 ◆共同事業体の場合は、各構成員の役割分担と担当者を明確にすること。 ◆構成員ごとに、担当役割(事業役割、調査設計役割、施工役割等)を記載すること。 	任意様式
6	商業登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ◆現に効力を有する部分の謄本(履歴事項全部証明書)で受付日前3カ月以内に発行されたもの(写しでも可とする)。 ※共同事業体の場合は、構成員ごとの商業登記簿謄本を提出すること。 	発行元の様式
7	納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ◆法人税、消費税及び地方消費税が未納でないことの証明(受付日前3カ月以内に発行されたもの)を提出すること。 ※共同事業体の場合は、構成員ごとの納税証明書を提出すること。 	発行元の様式

(2) 審査の提出書類 (各 10 部)

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4 縦長ファイルに綴じたものを 10 部 (正本 1 部、副本 9 部) 提出すること。

No.	提出書類	書類作成時の留意事項	様式名
1	企画提案書 (基本方針・スケジュール)	◆提案全体の概要、基本方針、実施スケジュール、提案者の役割分担等を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。	任意様式
2	提案者の概要	◆参加申込で作成したものと同様のものを添付すること。	任意様式
3	事業実績調書	◆過去 5 年において受注した、地方公共団体と LED 照明更新に係る事業実績について、役割ごとに記載すること	様式 5
4	企画提案書 (調査・設計・作業計画等)	◆現地調査及び作業期間中における仮設計画や施工方法、安全管理の方法、施設の運営・業務の継続に対する配慮、既設照明設備撤去後の処理方法について記載すること。 ◆作業等に係る連絡体制について記載すること。	任意様式
5	企画提案書 (使用機器及び付属品に関する提案)	◆使用機器及び付属品の選定基準について、品質や性能、安全性について具体的に記載すること。	任意様式
6	既設照明・提案 LED 照明リスト及び試算表	◆様式の内容に基づき、提案する製品仕様・型番・メーカー・消費電力・数量・費用等を記載すること。 ◆費用には、提案する製品・作業・既設照明廃棄・その他諸経費といった、各照明の更新に必要な費用全てを含めること。	様式 6
7	見積書	◆事業費用の総額とともに、消費税及び地方消費税の額が分かるよう、提示すること。 ◆施設ごとに見積額を算出すること。 ※各施設の費用には、諸経費等も含めること。	任意様式
8	特定建設業許可書	◆施工役割を担う業者の特定建設業許可書 (最新) の写し。	発行元の様式
9	配置予定体制表	◆現場代理人、監理技術者等の体制がわかるもの。	任意様式
10	雇用関係証明書類	◆現場代理人の雇用関係を証明する書類の写し (監理技術者と兼務の場合は不要)。	任意様式

11	監理技術者資格者証	◆配置予定の監理技術者の監理技術者資格者証(有効期限内に限る)の写し(表裏)。 ※監理技術者を配置しない場合は、提出不要。	発行元の様式
----	-----------	--	--------

(3) 提出された応募書類の取扱い

- ①提出された応募書類は、本プロポーザル手続きにおける選考以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、城陽市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- ②提出のあった応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③提出された応募書類は返却しない。
- ④応募書類の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤応募書類に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

11. 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

提出された企画提案書及び見積書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準に基づいて評価する。

(3) プレゼンテーションの実施方法

- ①実施日時：令和8年6月9日(火) 予定
- ②所要時間：1事業者あたり40分
※提案要旨説明25分、質疑応答15分
- ③説明者等：プレゼンテーションの出席者は、5名以内とする。
- ④発表順：審査書類の受付順とする。
- ⑤その他：プレゼンテーションの詳細については、別途提案者に連絡する。
プレゼンテーションの際、提案者は本市が用意したモニターを使用することができるが、パソコン等は提案者が用意する(接続ケーブルはHDMI)。

(4) 候補者の選定方法

- ①応募者からの提案書及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力等について評価基準に則って審査する。
- ②審査の結果、失格者を除いた者の内、審査員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を事業契約に向けての優先交渉権者とする。また次点を、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を優先交渉権者とし、価格も同額の場合については、当該応募者から価格点のみを再提出させ、金額が最も安価な者を優先交渉権者とする。
- ③②に関わらず、総合点が60点未満の場合は、優先交渉権者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ②本募集要領に示した応募書類の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③見積書の金額が本募集要領2（7）の委託上限額を超える場合
- ④評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- ⑥評価に係る審査員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑦その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12. 選定結果の通知

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の別を文書で通知すると共に、本市ホームページに掲載する。

13. 契約手続

(1) 契約の手順

プロポーザル方式による優先交渉権者決定後、優先交渉権者が対象施設の現地調査を行い、プロポーザル時の見積額を上限に「既設照明・提案LED照明リスト及び試算表（様式6）」を更新のうえ、本市と速やかに仮契約を締結する。その後、本市が事業委託契約に係る本契約の締結について本市議会の議決を得た場合に、当該本契約が成立する。

本市議会議決後は、原則として契約額の変更は行わないものとするが、疑義等があれば、発注者と協議することとする。

(2) 契約時の注意

「既設照明・提案 LED 照明リスト及び試算表（様式 6）」の更新にあたっては、施設ごとの費用を算出することとし、各施設の費用には諸経費等も含めることとする。

(3) 事業費の支払い

本事業は債務負担行為に基づく契約であり、請負代金（部分払金を含む）の請求日は令和 9 年度以降とする。支払いにあたって、前払い及び中間払いは実施せず、調査・設計、施工及び検査が完了した施設から順次、施設ごとに請求書を受領し、請求書受領後 30 日以内に発注者は受注者に事業費用を支払うものとする。なお、最後に施工が完了した施設においては、施設の検査及び「企画提案仕様書」の 13. 提出書類「設置完了後（全施設）」に記載の書類の検査後、請求書の受領と事業費の支払いを実施することとする。

(4) 契約の辞退

選定された優先交渉権者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次点交渉権者を優先交渉権者とする。

14. 事業スケジュール

事業スケジュールは、以下の通り。

項目/月	令和8年度												令和9年度					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4 ~ 3					
プロポーザル選定(優先交渉権者決定)																		
優先交渉権者現地調査																		
仮契約の締結																		
議決及び本契約の締結																		
施工に向けた現地調査・各種計画書等作成																		
工事日程等調整(計画書作成次第、施設ごとに順次)																		
施工(日程等調整後、施設ごとに順次)																		
検査・運用開始(施工完了後、施設ごとに順次)																		
委託料支払い(検査後、施設ごとに順次)																		

15. その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書等の審査の提出書類を提出した後、企画提案書及び見積書の差し替え、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市が指示した場合を除く。
- (4) 提案者が参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、本市から追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 審査結果に関する問い合わせ、異議申立は一切受け付けないこととする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続きを中止することがある。

別紙「評価基準」

評価項目	評価内容	配点	
事業実施体制	事業実施体制の妥当性、本市と同種・同規模の履行実績 ※複数の施設を同時期に対応可能な体制が整っているか。	5点	15点
	市内事業者の活用等により、地域への経済波及効果が期待できるか。	5点	
	事業者の財務状況、規模等 ※計画通りに事業を遂行できる能力を有しているか。	5点	
基本方針・スケジュール	仕様書を的確に踏まえ、基本方針を明確かつ具体的に提案されているか。	5点	10点
	事業を適切に履行できるスケジュールが設定されているか。 ※施設運営に支障がないように配慮した提案となっているか。	5点	
調査・設計	事業者の知見を反映した、具体的で実現可能な工程・提案内容となっているか。	5点	10点
	提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。	5点	
作業計画	現地調査や作業中における安全管理・工程管理について、実現可能な内容で計画されているか。	5点	10点
	仮設作業や廃棄物処理等、設置作業以外についても法令等に基づき、実施できる計画となっているか。	5点	
機器の選定 (省エネ効果)	施設にとって有益性のある観点で器具選定を行っているか。 ※販売実績や品質、安全が担保された製品が選定されているか。	5点	10点
	消費電力・電気料金等の削減効果が有益であるか。	5点	
その他	独自の知見・ノウハウに基づく提案、オリジナリティの高い付加価値や機能、創意・工夫等、城陽市にとって有益な内容であるか。	5点	
価格点	配点×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格) ※ただし、候補者が1社のみの場合は、価格点=(1-自社の提案価格÷委託上限額)×100とする。この場合、価格点は配点(40点)を上限とする。 ※小数点以下第1位を四捨五入する。	40点	
合計		100点	

【配点基準】(価格点以外)

優れている	5点	やや優れている	4点
標準	3点	やや劣っている	2点
劣っている	1点		

※採点者の配点合計の平均点(小数点以下第1位四捨五入)を、提案者の合計評価点とする。